

主眼事項及び着眼点（医療型障害児入所施設）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 一般原則</p>	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成23年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>法第24条の12 平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士</p>	<p>指定医療型障害児入所施設に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>医療法に規定する病院として必要とされる数</p> <p>①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>① 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上を配置しているか。</p>	<p>法第24条の12第1項 平24厚令16第52条第1項</p> <p>平24厚令16第52条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(3) 心理指導を担当する職員	<p>② 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上配置しているか。</p> <p>また、児童指導員及び保育士を1名以上配置しているか。</p>	平24厚令16第52条第1項
(4) 理学療法士又は作業療法士	主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。（4）において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設において、1名以上配置しているか。	平24厚令16第52条第1項
(5) 児童発達支援管理責任者	1名以上配置しているか。	平24厚令16第52条第1項
(6) 職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には、職業指導員を配置しているか。	平24厚令16第52条第2項
(7) 職員の専従	（1）から（5）に規定する従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令16第52条第3項
(8) 人員に関する特例	指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。（7）及び3 設備に関する基準（1）設備に関する特例において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。3 設備に関する規準（1）設備に関する特例において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。3 設備に関する規準○において「指定障害福祉サービス基準」という。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、2 人員に関する規準に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	平24厚令16第52条第4項
第3 設備に関する基準	指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。 （1）医療法に規定する病院として必要とされる設備を有しているか。	法第24条の12第2項 平24厚令16第53条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(2) 訓練室及び浴室を有しているか。</p> <p>(3) 次に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、上記に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</p> <p>(5) (1) から (3) に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1) から (3) に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>(6) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条 に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>平24厚令16第53条第1項</p> <p>平24厚令16第53条第2項</p> <p>平24厚令16第53条第3項</p> <p>平24厚令16第53条第4項</p> <p>平24厚令16第53条第5項</p>
	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第34条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第24条の12第2項</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第6条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
2 提供拒否の禁止	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第7条準用</p>
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>指定医療型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第8条準用</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第9条準用</p>
5 受給資格の確認	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第10条準用</p>
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第2項準用</p>
7 心身の状況等の把握	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第12条準用</p>
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	<p>指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第13条準用</p>
9 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所の際には、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
10 サービスの提供の記録	<p>しなければならない。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第15条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第15条第2項準用</p>
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、「入所利用者負担額の受領」の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第16条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第16条第2項準用</p>
12 入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の一及び二に掲げる費用の額の支払いを受けているか。</p> <p>一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額</p> <p>二 当該指定入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p>	<p>平24厚令16第54条第1項 平24厚令16第54条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 入所利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の一及び二に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>一 日用品費</p> <p>二 指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下13において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第54条第3項</p> <p>平24厚令16第54条第4項</p> <p>平24厚令16第54条第5項</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第18条準用</p>
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、12 入所利用者負担額の受領(2)の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令16第55条第1項</p> <p>平24厚令16第55条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 指定入所支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第3項準用</p>
16 入所支援計画の作成等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第1項準用 平24厚令16第21条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第5項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の一及び二に定めるところにより行っているか。 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。 二 定期的モニタリングの結果を記録しているか。</p> <p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、16に規定する業務のほか、一及び二に掲げる業務を行っているか。 一 19に規定する検討及び必要な援助並びに第24条に規定する相談及び援助を行っているか。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第6項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第7項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第8項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第9項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第10項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第22条準用</p>
18 検討等	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第23条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
19 相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第24条準用
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第5項準用</p>
21 食事	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第4項準用</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第1項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
23 健康管理	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="528 1189 1161 1368"> <tr> <td data-bbox="528 1189 847 1294">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="847 1189 1161 1294">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1294 847 1368">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="847 1294 1161 1368">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第2項準用</p>
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
24 緊急時等の対応	<p>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第29条準用</p>				
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第30条準用</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下26において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下26において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しているか。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備しているか。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させているか。 	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第31条準用</p>
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第32条準用</p>
28 管理者による管理等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第3項準用</p>
29 運営規程	<p>指定医療型障害児入所施設は、次の一から十に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（35において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 施設の利用に当たっての留意事項 	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第34条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
30 勤務体制の確保等	<p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第3項準用</p>
31 定員の遵守	<p>指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第36条準用</p>
32 非常災害対策	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第37条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第37条第2項準用</p>
33 衛生管理等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
34 協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものは除く。）は、協力歯科医療機関を定めているか。	平24厚令16第56条
35 掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、34の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第40条準用
36 身体拘束等の禁止	<p>（1）指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（（2）において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>（2）指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第41条第2項準用
37 虐待等の禁止	指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第42条準用
38 懲戒に係る権限の濫用禁止	指定医療型障害児入所施設の長たる指定医療型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第43条準用
39 秘密保持等	<p>（1）指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>（2）指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>（3）指定医療型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第3項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
40 情報の提供等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第45条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第45条第2項準用</p>
41 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（(2)において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第2項準用</p>
42 苦情解決	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	
43 地域との連携等	<p>指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第4項準用</p>
44 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第3項準用</p>
45 記録の整備	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しているか。</p> <p>一 入所支援計画</p> <p>二 10に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>三 27の規定による都道府県への通知に係る記録</p> <p>四 36の(2)に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 42の(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 44の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第51条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第51条第2項準用</p>
第5 変更の届出等	<p>指定医療障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則25条の22にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知</p>	<p>法第24条の13 規則25の22</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>(1) 医療型障害児入所給付費</p> <p>(2) その他</p>	<p>事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する規程（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」いう。）第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に該当する場合に、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に規定する割合を乗じた額を算定しているか。</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、100分の95を乗じた額を算定しているか。</p>	<p>平24厚告123の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告123の二</p> <p>平24厚告123の別表第2の1の注1</p> <p>平24厚告123の別表第2の1の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 児童発達支援管理責任者専任加算	<p>児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する規準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日に所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3
4 重度障害児支援加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第18に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次のイからハまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</p> <p>（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>（二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</p> <p>ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 6歳未満である者</p> <p>② 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者</p> <p>③ 入所後1年未満である者</p> <p>ハ 主として肢体不自由児を受け入れる指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合に加算してい</p>	平24厚告123の別表第2の1の注4

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 重度重複障害児加算	<p>るか。</p> <p>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者</p> <p>4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん造、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）である障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 1 の注 5
6 幼児加算	<p>指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 1 の注 6
7 自活訓練加算	<p>(1) 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児（自閉症児に限る。以下この7において同じ。）に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第19に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第14に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 同一の障害児について、同一の給付決定期間（法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。）中1回（さらに継続して自活</p>	<p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 1</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 2</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 福祉専門職員配置等加算	<p>訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算しているか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。)</p> <p>① 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員に若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。)(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の注1</p> <p>平24厚告123の別表第2の3の注2</p>
9 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の注</p>
10 小規模グループケア加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第20に適合するものとして都道府</p>	<p>平24厚告123の別表第2の5の</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
11 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第17に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1から10までにより算定した単位数の単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>注</p> <p>平 24 厚 告 123 の 別表第 2 の 6 の 注</p>
12 福祉・介護職員 処遇改善特別加 算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第18に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、1から10までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>平 24 厚 告 123 の 別表第 2 の 7 の 注</p>